

現場説明書

(令和8年度)

工事名称 みどりヶ丘排水ポンプ設備更新工事

工事場所 岡山市南区西高崎地内

岡山市 下水道河川局 下水道経営部 下水道河川計画課

1. 設計図書の優先順位 (1) 質疑回答書
(2) 現場説明書 (現場説明書：表紙、1～23 頁)
(3) 特記仕様書 (特記仕様書：表紙共 13 頁)
(4) 設計図 (表紙共 14 枚)
(5) 岡山市土木工事共通仕様書 等
(6) 工事数量総括表 (表紙共 12 枚)
2. 工事数量総括表の取扱について 工事数量総括表に記載された数量等は参考であり、項目・数量は入札者において十分検討のうえ入札に臨むこと。
3. 設計図書の質疑及び問合せ先等 公告のとおり。なお、落札後は、監督員と協議のうえ多少の変更は受注者の負担で完成させること。
4. 変更後請負代金額・中間出来高査定金額 変更後請負代金額及び中間出来高査定金額の算出は次の式による。

$$\text{変更後請負代金額} = \{ \text{変更後設計金額 (税抜)} \times \text{当初請負代金額 (税込)} / \text{当初設計金額 (税込)} \} \times (1 + \text{消費税率})$$
 上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。中間出来高査定金額の場合は、「変更後設計金額 (税抜)」を「設計出来高金額 (税抜)」に読み替える。
5. 工期について ○契約工期までに監理検査課による完成検査を受け引渡しを行うため、契約工期の 14 日前までに工事を完成させ、工事完成通知書及び工事関係書類を提出するよう努めること。(中間技術検査、完済部分検査の場合も同様)
 ※工事の着手日等については、岡山市契約規則第 55 条第 1 項による。
 ○工事目的物の部分使用、部分引渡しの取扱いは、下表■のとおりとする。

部分使用等の対象部分と取扱い	部分完成時期
▲▲▲棟の内部 工事請負契約約款第 34 条：部分使用 取扱：□中間技術検査 ■完成確認	令和●●年●月●●日
△△△△棟 工事請負契約約款第 39 条：引渡し指定部分 取扱：□完済部分検査	令和○○年○月○○日

※第 34 条 部分使用は「中間技術検査」の場合も(監督員による)「完成確認」による場合も、代価の支払いを伴わず、引渡しも受けない。

6. 契約不適合責任期間 公告のとおり。（工事請負契約約款第 53 条、契約規則第 76 条参照）
7. 下請負・各種保険・現場標識等
- 契約後速やかに火災保険、建設工事保険、組立保険等に参加し、契約書（写）を提出すること。
 - 工事の一部を下請負に付した場合は、下請負契約書の写し（注文書・注文請書の写しでも可）、建設業許可書の写しを提出すること。（下請負業者が再下請負した場合も含む。）
 - 施工体制台帳・施工体系図作成に係る関係者への通知について
 - （1）元請業者は、施工体制台帳作成工事であることを工事関係者に周知するために、現場内の見やすい場所に再下請負通知書の提出案内を掲示すること。
 - （2）元請・下請にかかわらず、下請に工事を発注する際に元請業者の名称及び再下請負通知が必要な旨を書面で通知すること。
 - 交通誘導、警備、超音波探傷試験、浸透探傷試験、室内空气中化学物質濃度測定等を行う業者についても施工体制・下請関係書類を整備すること。
 - 工事着手までに最新の労災保険の加入が確認できるものを提出すること。（下記のいずれか）
 - （1）労働保険概算・確定保険料申告書（事業主控、受付日印のあるもの）
 - （2）労働者災害補償保険加入証明書の写し
 - （3）労働保険事務組合領収書の写し
 - 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付すこと。
 - 契約締結後 1 ヶ月以内に建設業退職金共済証紙購入状況報告書を提出すること。
 - 下請契約について
 - 下請の選定にあたっては、可能な限り地元の建設業者で優良な者を選定すること。
 - 受注者は、以下の標識を公衆の見やすい場所に掲示すること。
 - （1）工事名称等を示す標識（下記参照）

(例)

450～900 mm 程度	岡山市○○○○○○○○○○新築工事 発注者 岡山市長 設計 ○○○○設計事務所 工事監理 ○○○○設計事務所 施工 ○○○○建設 ※この工事現場では週休2日に取り組んでいます
	900～1,800 mm程度

※市直接監理の場合は

「岡山市下水道河川局下水道経営部下水道河川計画課」
材質はコンパネにカラー鉄板（白）貼等とする。

- (2) ~~建築基準法第89条の規定による標識（計画通知）~~
- (3) 建設業許可を受けたことを示す標識（元請業者のみ）
- (4) 建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を表示する標識
- (5) 労災保険関係成立票
- (6) 施工体系図
- (7) ~~建設リサイクル法ステッカー~~
- (8) 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書
- (9) 工事概要（主要用途、延べ床面積、構造・階数等）
- (10) 石綿障害予防規則、大気汚染防止法による事前調査結果の掲示
建物の解体等（改修・修繕等を含む）工事を含む場合は、アスベストの有無について掲示を行うこと。（使用されていなくても掲示要）

- 8. 関係官庁その他への手続き ○工事着手にあたり、必要な各種手続・届出等を受注者にて遅滞なく行うこと。その費用は、受注者の負担とする。
- 9. 安全対策・騒音振動対策 ○工事に際しては、安全対策及び騒音・振動対策に十分留意すること。万一、当施設、近隣、沿道等に損傷を与えた場合は、速やかに監督員に報告のうえ、受注者の責任において対処すること。
○使用重機（バックホウ、ブルドーザー、振動ローラー等）は、低騒音・排出ガス対策型機械を使用すること。
○騒音規制法、振動規制法の規制対象となる作業を行う場合は、同法の規定により当該工事着手の7日前までに岡山市環境保全課へ「特定建設作業実施届出書」を提出すること。
○墜落制止用器具の着用について、労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」

(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

10. 近隣対策

- 近隣への騒音、振動、塵埃、塗料吹付け飛散対策、安全対策等については十分注意を払い、必要に応じて、清掃・養生及び施工時間制限等の適切な対策を講じること。万一、第三者に損傷を与えた場合は、受注者の責任にて問題を解決すること。
- 近隣建物、工作物等に損傷が予想される場合※は、工事着手前に所有者の承諾を得て事前家屋調査を行うとともに、工事完了後の対応についても受注者が責任を持って行うこと。(家屋調査業者は原則として社団法人「日本補償コンサルタント協会」会員とし、報告書を1部提出のこと。)
~~※岡山市実施の家屋調査(隣接家屋●件)と別途に必要と判断される場合~~

11. 交通安全対策

- 工事着手前に所轄警察署、町内会、交通安全対策協議会、交通安全母の会、当施設管理者等と協議し、交通安全対策の処置を講ずること。
重機器、大型車両搬出入時は特に安全に留意し、交通誘導員の配置等を行うこと。
- ~~○仮設計画図を参考に交通誘導員を配置すること。
(延べ●●以上：必要に応じて増員を図ること。)~~
- ~~○下記の路線に配置する警備業法に基づく警備業者の「交通誘導警備員」については、交通誘導警備1級又は2級検定合格者を1人以上配置すること。
一般国道2号、30号、53号、180号、181号、250号、313号、374号、430号
県道岡山児島線、岡山吉井線、岡山牛窓線、岡山港線、岡山赤穂線、寒河本庄岡山線、倉敷西環状線
(交通誘導警備1級又は2級検定合格者証の写しを交通誘導員配置報告書に添付)~~

12. 施設管理者等との連絡協議

- 工事着手前に施設管理者等と協議し、当施設の運営に支障をきたさないよう努めること。
- ~~○改修工事について、執務並行改修を適用している。~~
- 出水期(6月～10月)は用水・排水路の運営に支障をきたす施工は行わないよう努めること。

13. 別途工事との調整 ~~○別途発注の関連工事との取り合い・工程調整を十分行い、円滑に工事を進めること。(必要に応じて総合図を作成し調整すること。)~~
14. 工程管理 ○関連業者、関係機関等と協議のうえ、全体工程表・月間工程表・週間工程表を作成し、工程の管理を厳密に行うこと。
15. 障害物の移設等 ○工事に支障となる障害物が新たに判明した場合は、監督員と協議のうえ、撤去または移設し、工事完了後、必要なものは原状復旧すること。
この場合、軽微なものは受注者の負担にて行うこと。
○損傷が予想される既設物は、あらかじめ養生を行うこと。
万一損傷を与えた場合は、受注者の責任にて原状復旧すること。
○架空線及び架空電線の防護措置について、契約後、施工計画書等に基づき、発注者、受注者及びNTT(株)又は中国電力(株)の協議により、防護措置が必要となった場合は、設計変更等の対象とする。NTT(株)又は中国電力(株)への協議依頼は、受注者が行うこととする。また、協議は受注者の施工計画書作成段階にて行うこととする。
16. 電波障害 ○工事施工により電波障害が発生した場合は、完工までは受注者の負担で応急措置等の対策を行うこと。
17. 給排水設備工事の専門業者について ~~○給水設備〔水道給水装置〕工事は、岡山市水道局指定給水装置工事事業者によること。~~
~~○下水放流の排水設備工事は、岡山市下水道排水設備指定工事店によること。~~
18. 鉄骨製作工場 ~~○鉄骨製作工場は指定性能評価機関による「●グレード」以上の能力を有する工場とすること。(国土交通大臣認定)~~
19. 仮設工事 ○仮設計画は、受注者にて十分検討し、施工計画書を作成して監督員の承諾を受けること。~~設計図の仮設計画図は、指定仮設を除き参考とする。~~
なお、交通安全、作業効率及び工事現場の安全、衛生管理等に必要と思われるものについては受注者の負担により自主的に設置し、写真、記録を整理すること。
○工事現場の管理は、受注者の責任において、労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法令に従い、工事現場の各職種の管理、風紀、衛生等並びに火災、盗難、その他事故防止に十分な注意を払い行うこと。
○仮設電気・水道は、原則として受注者負担にて引き込むものとし、当施

設のものを使用してはならない。ただし、当施設管理者及び監督員の了解を得て、子メーターを設置して使用する場合はこの限りではない。

なお、接続後から引渡しまでの料金は、受注者の負担とする。(工事が年度をまたがる場合は各年度ごとに料金の精算をすること。)

- 当施設の運営・業務時間帯の工事となる場合は、工事範囲は勿論のこと、工事範囲外においても安全対策及び安全指導を十分行い、下請負人に対しても徹底すること。この趣旨に沿って、仮設計画等を検討すること。
- 吹付け施工時は、飛散防止のため養生シート張り等の対策を講じること。
- 工事用車両進入路、出入口、仮囲い及び外部足場等の仕様や範囲等について、受注者の責任において関係者と事前に協議し、必要であれば手続きを行い、施設運営や業務に支障のないよう計画し設置すること。
- 仮囲いやシート等が転倒、飛散しないように必要な措置を講じること。特に、強風時にはシートを取り外し、作業を中止すること。また、使用金具等の安全処置について注意すること。
- 工事現场上空又は近辺に電気架線等がある場合は、必要に応じて所要の手続きのうえ安全措置を講ずること。

20. 土工事

- ~~○土砂の飛散防止のための養生及び随時清掃（場内外とも）を行うこと。~~
- ~~○残土処分については下記 21 による。~~

21. 建設副産物の取扱い（再資源化）

- ~~○工事により発生する残土（建設発生土）については、原則、現場内で利用することとし、搬出する場合には以下のとおり指定するものとするが、工事間利用調整の状況等によっては、設計変更の対象とする。なお、現場において土量等に変更があった場合は、速やかに監督員と協議すること。~~

種別	搬出先住所	搬出先名称	備考
残土(建設発生土)	岡山市〇区〇〇 〇〇番〇〇号	(株)〇〇	

~~※建設発生土受入証明書（受入れ先の証明印必要）及び受入れ先までの運搬経路図を提出すること。また、処分後伝票及び処分状況が分かる一連の写真を提出すること。~~

- ~~○工事に伴って発生する産業廃棄物の処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）、「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（建設リサイクル法）等の関係法令を遵守し、受注者の責任において適正処理を確認すること。（現場での野焼き、埋立は行わないこと。）~~

○産業廃棄物の処理にあたっては、建設リサイクル法：特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）は再資源化を図ること。また、それ以外の建設副産物（建設汚泥＝セメントミルク混入杭残土等、建設発生木材以外の伐木・伐根材）についても再資源化に努めること。

○再資源化等費（処分費＝岡山県内で処理する場合の産業廃棄物処理税相当額又は産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については下記■の産業廃棄物について以下のとおり見込んでいる。

~~□コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、アスファルト・コンクリート~~

~~●●地内の再資源化施設~~

~~□木材 ●●地内の再資源化施設~~

~~□建設汚泥 ●●地内の再資源化施設~~

~~□建設発生木材以外の伐木・伐根材 ○○地内の再資源化施設~~

~~上記の再資源化施設は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。従って、受注者が上記と異なる再資源化施設に搬入することも可能であるが、設計変更の対象としない。ただし、現場施工条件の変更等、受注者の責によらない変更についてはこの限りではない。~~

○産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車両の両側面に次の項目を表示し、必要な書類を常時携帯すること。（廃棄物処理法施行令）

・排出事業者が自分で運搬する場合

（１）産業廃棄物を収集運搬している旨の表示（産業廃棄物収集運搬車）

（２）排出事業者名

・産業廃棄物処理業者が、委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

（１）産業廃棄物を収集運搬している旨の表示（産業廃棄物収集運搬車）

（２）業者名

（３）許可番号（下 6 けた以上）

※文字サイズ：（１）については 50 mm 以上、その他については 30 mm 以上

○使用済み充電式電池の処理について

~~誘導灯、非常用照明器具に内蔵されている小型充電式電池は回収し再資源化すること。~~

—(資源有効利用
促進法)—

○~~500 m³以上の主砂、500 t 以上の砕石又は 200 t 以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事若しくは 500 m³以上の主砂又はコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材の合計が 200 t 以上の指定副産物を搬出する工事については、(一財)日本建設情報総合センターの「建設副産物情報交換システム (コブリス・プラス)」で再生資源~~

利用[促進]計画書を作成し提出すること。

(建設リサイクル法第 18 条
報告等)

○建設リサイクル法対象又は請負額 100 万円以上の工事について、完成後速やかに再資源化等報告書を提出すること。なお、当報告書及び添付資料（再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書）は上記（コブリス・プラス）により作成し、監督員の確認後に送付される「建設リサイクルガイドライン様式確認完了のお知らせ」のメール添付をもって替える。

22. 解体等工事

○解体・改修を伴う工事を行う場合は下記関係法令及び適用仕様書等に基づきアスベスト事前調査を行うこと。

(1) 大気汚染防止法

(2) 石綿障害予防規則

(3) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

○アスベスト事前調査において石綿含有建材の使用の有無の判断を行う者及びアスベスト分析対象の建材を採取する者は、特定建築物石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者とする。

○アスベスト分析調査を行う者は、所定の学科講習及び分析の実施方法に関する厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者とする。

(「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者等)

○アスベスト事前調査完了後、以下の書面により事前調査結果等を速やかに発注者へ報告すること。

・解体等工事に係る事前調査説明書面（大防法第 18 条の 15 第 1 項）

○発注者への事前調査結果等の報告完了後、速やかに事前調査結果を都道府県等へ報告を行うこと。また、都道府県等へ報告を行ったことを証明する書類を発注者に提出すること。（石綿事前調査結果報告システムでの登録完了メールの写し等、申請 ID が分かるもの）

(大防法第 18 条の 15 第 6 項)

○既存地下工作物（既存杭、既存地下躯体、山留め壁等）の存置については、「既存地下工作物の取り扱いに関するガイドライン（令和 2 年 2 月一般社団法人日本建設業連合会）」に基づいて対応を行うこと。

23. 「石綿含有建材」 の処理について

○石綿含有建材を処理する場合は、下記関係法令及び適用仕様書等に基づき適正に処理すること。

<関係法令>

- ・労働安全衛生法（石綿障害予防規則）
- ・大気汚染防止法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・建設リサイクル法
- ・建築基準法

<適用仕様書等>

- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版
- ・建築改修工事監理指針 最新版
- ・建築物解体工事共通仕様書・同解説 最新版
- ・既存建築物の吹付アスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説
- ・建築物の改修・解体時における石綿含有仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針（平成 28 年 4 月 28 日国立研究開発法人建築研究所）
- ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル

○施工前に施工計画書を、施工後に施工記録報告書を作成し提出すること。

○大気汚染防止法に基づき以下の書類を提出すること。

- ・特定粉じん排出等作業完了報告書：特定建築材料（レベル 1～3）の除去作業等がある工事が対象（大防法第 18 条の 23）

24. 室内空气中化学物質濃度等について

○工事完了時において「建材から発生する有機化合物」の室内濃度測定を下記により行い、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告すること。

~~（1）測定する化合物（5 物質）・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン~~

~~（2）測定方法—————拡散パッシブ方式又はアクティブ方式~~

~~（3）測定箇所数・場所—————（●）箇所（場所：別図による）~~

○合板・フローリング類、接着剤、壁紙、塗料等についての放散量規格は F☆☆☆☆とすること。

○防腐・防蟻処理剤については、安全認定品を使用すること。また、5 年の保証書を提出すること。

25. PCB 使用機器、イオン化式煙感知器、水銀使用蛍光灯等の

○撤去又は取外した照明器具等については、PCB 使用の有無を確認したうえ、リストおよび安定器型番等の分かる写真を添付した報告書を提出し、監督員の承諾を得て引渡し又は処分すること。なお、電路から取り外した PCB 使用機器は特別管理産業廃棄物にあたるので、法律に従い

処理について

PCB 廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止措置を講じ「PCB 汚染物」の標示をすること。保管場所については、監督員の指示に従うこと。

- 撤去又は取外したイオン化式感知器については、製造会社に返却すること。なお、製造会社が現存しない場合等は、(社)日本アイソトープ協会に引き渡すこと。(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律)
- 水銀使用の蛍光灯等の処理にあたっては、改正廃掃法施行令(平成29年10月1日施行)に基づき、「水銀使用製品産業廃棄物」として適正に処理すること。

26. フロンの処理

~~○フロン排出抑制法「第一種特定製品」(業務用のエアコン、冷蔵・冷凍機器でフロン類が使用されているもの)の新設・移設・更新・廃棄にあたり同法に規定する整備記録簿等を作成・提出すること。機器の廃棄にあたっては、委託確認書、引取証明書、回収業者の登録済み書類、回収時の写真を提出すること。(参考：家庭用エアコン等は家電リサイクル法に基き別途処理)~~

27. 工事写真

- 着手前の現況、見隠れ部分及び監督員の指示する箇所等(後述第39項：提出書類/29欄参照)を工事名・場所(例：A～⑤通 2C1)及び寸法を書き入れた塗板を添えて撮影し、工程順に工事写真帳に整理して提出する。
- 写真はすべてカラー、89×127 mm(Lサイズ)程度とする。
- 各工事について、定点で各工程が分かるように撮影すること。
- 完成後、外部から確認できない箇所は必ず撮影すること。
- 出来形計測・諸試験の際の測定・試験機器の目盛り等の分かる接写写真も添付すること。
- 材料検収は、搬入時及び空缶・空袋検収写真を撮影し、缶・袋表示の読める接写写真も添付すること。
- 低騒音・排出ガス対策型機械はラベルの写真も添付すること。
- 仮設工事、工事標識(項目7参照)、安全点検、安全活動の写真を添付すること。
- 外壁改修工事における改修部はナンバリングを行い、施工前・施工後共に全箇所を撮影し提出すること。

※岡山市土木工事共通仕様書『写真管理基準(案)』参照

28. 完成写真

- 完成写真はすべてカラーとする。
- 建築：外部は4面を原則とし、サイズは130×180 mm(2Lサイズ)程度、

内部は原則として各室 2 枚以上 89×127 mm (L サイズ) 程度とし、完成写真帳に整理し、提出すること。

○設備：完成箇所を 89×127 mm (L サイズ) 程度で撮影し、完成写真帳に整理し、提出すること。

○撮影箇所を明記のこと。

29. コリンズへの
工事实績登録

○契約時・変更契約時・竣工時に「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を得て、10 日以内（土・日・祝日を除く）に（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の「工事实績情報システム」へ登録すること。なお、登録費用については現場管理費に含まれる。

30. 竣工図等の提出

○次のものを完成後速やかに受注者負担にて作成し提出すること。

※詳細については、本市監督員と協議の上その指示に従うこと。

提出書類	内 容	備 考	部数
完成図書	下記参照	黒表紙製本	2
完成図書データ	CADデータほか		2
竣工図（及び施工図）の縮小製本	A 4 版	黒表紙製本	2
工事写真	CD-R（ビューアソフト付）		2

○竣工図等の電子ファイルデータの仕様について(DVD-R も可)

ウイルスチェックを行い、工事番号等のタイトル印刷を行うこと。

電子媒体は 1 枚にまとめ、項目ごとにフォルダを作成し、整理すること。

ケースは、ジュエルケース（10 mm）とすること。

ファイルの種類	ファイル形式
画像ファイル（納入図ほか）	pdf 形式
CAD ファイル	JWW、(SXF)

○完成図書製本方法（黒表紙金文字製本）

・製本の大きさ A4 版でバインダー式とする。

・表紙の文字は角ゴシック体

または明朝体とする。

・納入図、機器完成図、機器取扱説明書、

保証書、設備設計書、試験結果報告書、

施工図、設備台帳、届出類（写）等を綴ること。

・表紙に「施工年度」、「工事名」、

「設計者名または発注者名」、「受注者名」を記入すること。



- ・目次、通し番号およびインデックス等を利用し、見やすく整理すること。
- ・製本厚さが8 cmを超える場合は、分冊とすること。

31. 予備品の納入 ○~~監督員の指示する床材、天井材、その他の若干の予備品を引渡し時に納入すること。~~
32. 経年点検 ○竣工引渡し後、契約不適合責任期間に準じ必要に応じて下記の経年点検を行う。
 ・1年後及び2年後
 ○点検の結果、施工不良により生じたと認められる損傷または不具合箇所は、受注者の負担により速やかに修理すること。
33. 岡山市建設キャリアアップシステム（CCUS）活用試行工事 ○本工事は「岡山市建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領（令和3年10月1日）」の対象工事である。
34. 岡山市週休2日工事 ○本工事は、「岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領（令和7年8月1日）」の対象工事である。工期は、準備、跡片付、雨天、祝日、工期が夏期にかかる場合は夏期休暇、工期が年末・年始にかかる場合は年末年始休暇、工事完成検査のための2週間及び週休2日等を見込んでいる。
 ○月単位の週休2日を達成できなかった場合は補正係数の変更をする。なお、変更協議については、工期末の2か月前までに監督員と協議をおこなうこと。
35. 情報共有システム活用試行工事 ○~~本工事は「情報共有システム活用試行要領（建築工事、設備工事）」の対象工事である。~~
36. ウィークリースタンスの推進 ○受発注者が協力・協働し、建設業界の働き方改革に取り組むことを目的とし、下記に列記するウィークリースタンス実施項目に取り組むものとする。（災害対応等の緊急を要する場合は除く。）
 （1）時間外に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。
 1. 勤務時間外の打合せの設定は行わない。
 2. 施工時間外の立会の設定は行わない。
 3. 資料作成依頼を正規の勤務時間外に行わない。
 （2）土日等の休日に「仕事が発生することのない・仕事が前提とならない」よう留意する。
 1. 金曜日（休日前）に資料作成依頼を行う場合は、翌週月曜日（休

日明け)を期限日としない。

(3) 受発注者間のパートナーシップの的確な運用による円滑な施工に繋げるよう留意する。

1. ワンデーレスポンス(受発注者からの発議を受領した時点から24時間以内に回答。期間内での回答が難しい場合は回答期限を回答。ただし土日等の休日は期間から除外する。)を徹底する。
2. 発注者は、必要に応じて三者会議を開催する。
3. 現地状況が異なる場合等にあたっては、受注者と遅滞なく協議・調整する。協議等にあたっては、現地、WEB 会議等により効率化を図る。
4. 「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン」を遵守し、円滑且つ適切な手続きを行う。

37. その他

- 法的に危険物に該当する塗料等を保管する場合は、法令等に基づく措置(有効な空地等)を講じるとともに、保管場所には可燃物を持ち込まないこと。また、保管場所は喫煙場所から離し、直射日光を避けた通気の良い場所とし、「危険物置場」「塗料置場」「火気厳禁」等の標示をしたうえ施錠管理とすること。(周辺での火気使用は禁止し、仮囲いを設置する場合は不燃材とすること。)
- 正月、盆休み等、長期に現場を休むときは、仮囲、足場等の安全対策点検を行ったうえ、巡回警備を行うこと。また、長期休暇に伴う連絡体制表を休暇前に提出すること。
- 本工事が国の実施する公共事業労務費調査対象工事となった場合は、調査表等に必要事項を正確に記入し提出するなど必要な協力を行うこと。本工事の完了後においても同様とする。また、受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は当該下請負工事の受注者に同様の協力を行うよう定めること。
- 受注者は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(最終改正平成15年7月「グリーン購入法」))」に基づき、環境物品等の購入を積極的に推進すること。
- ~~「岡山市内の建築物等における県産材等の利用促進に関する方針」に基づき、コスト等を勘案の上、県産材等の利用に努めること。~~
- 完工時提出書類は、収納ボックス(下記参照)に収納して提出すること。
TENMA 天馬(株)ROX(ロックス)530L(W390×D530×H320)同等品
- 材料等が社会的事情により長期的に納入が困難な場合の対応については、発注者と受注者双方の協議による。

38. 設備工事に係る補足事項

1 機器材料等の指定

機器材料等は、承諾を必要とする。

2 本工事と別契約の関係工事（同時期に行われる関連工事）：下記■のとおり。

建築主体工事 本工事 別途工事 無

電気設備工事 本工事 別途工事 無

機械設備工事 本工事 別途工事 無

~~（○○○○○工事 本工事 別途工事）~~

3 上水道の手続について

~~（1）水道接続工事に必要な給水装置工事申請書作成費、給水装置設計審査・検査手数料および分岐工事監督手数料類は本工事に含んでいる。~~

~~（2）給水方式が直圧式・直結増圧式・併用式（直圧・受水槽併用など）において、既設又は新設の水道メーター（引き込み管を含む）の口径が40mm以上の場合、水道局に対する事前協議を要する。既設を含む現地調査を行い、水理計算等の関係書類を作成し事前協議を行うこと。また、監督員の指示に従い、給水装置工事申請する前に事前協議書を提出すること。~~

~~13mm、20mm、25mmについても、事前協議の必要性について水道局に事前指導を受け、必要とあらば40mm以上と同様の現地調査を行い、水理計算等の関係書類を作成し事前協議を行うこと。~~

~~———なお、上記に関する費用は、給水装置工事申請書作成費に含んでいる。~~

4 下水道の手続について

~~（1）処理区内の関係部署に排水設備等申請を速やかに行い計画の確認を受けること。~~

~~（2）排水設備工事に必要な排水設備工事申請書作成費、計画確認手数料類は本工事に含んでいる。~~

5 本工事において施工済み部分を使う必要が生じた場合は使用を了承すること。

※ ~~別途発注の下記工事（建築主体工事）の入札が成立しなかった場合は、本入札を中止とする。~~

~~また、同工事の契約が締結されなかった場合には、本入札の契約締結を行わない。~~

別途発注工事名：岡山市○○○○○○○工事

39. 提出書類 【各様式(下表右欄様式番号参照)は公共建築課ホームページからダウンロードできます】

	提出書類	提出時期	様式・備考
1	工事請負契約関係書類	落札決定後 14 日 以内 (別紙※は 7 日 以内)	契(1)公共工事受注状況表 契(2)-1、2 課税・免税事業者届出書 契(3)現場代理人等通知書 契(4)下請負予定届出書 契(5)中間前払金・部分払選択届 等 ※工事請負契約書別紙として契(6)-1、契 (6)-2(変更契約用)「解体工事に要する費 用等」の添付必要
2	建設リサイクル法関係書類	契約時 落札決定後 7 日 以内	(2)-1 通知に係る事前説明事項 (2)-2、3、4 分別解体等の計画等 ※工程表添付 (2)-5 建設廃棄物処理計画書(建設リサイク ル法特定建設資材 4 品目に関する項 目) ※産業廃棄物処分業許可証(写)添付
3	登録内容確認書 (コリンズ)	右記	(3)登録内容確認書(工事实績) ※請負金額 500 万円以上 契約・変更・完工後 10 日(土日祝除く)以 内《第 29 項参照》
4	工程表 (契約用)	工事着手までに	(4)工程表(契約用) ※(4)工程表(契約用)＜記入例＞ バーチャートにより表示
5	請負代金内訳書	工事着手までに	契(7) 請負代金内訳書 ※法定福利費の内訳を明示したもの。
6	実施工程表 (出来高管理用) (当初・毎月初め・最終)	右記	(6)-1 実施工程表 (表紙) (6)-2 実施工程表 (様式) ※請負金額 1,000 万円未満の工事につい ては、監督員と協議のうえ第 2 回目以降省 略することができる 出来高グラフは、計画を黒線、実施を赤 線にて表記 (出来高曲線も併せて記入) 「当初」は工事着手までに 「毎月初め」は毎月当初に 「最終」は工事完了後直ちに
7	下請負通知書	下請負契約後 直ちに	(7)-1 下請負通知書 (7)-2 下請負通知書添付資料(継紙)
8	労災保険の加入を確認でき るもの (法定外の労災保険を 含む)	工事着手までに	(8)労災保険加入状況報告書 (表紙) 《第 7 項参照》
9	建設業退職金共済証紙 購入状況報告書	契約締結後 1 ヶ 月以内に	(9)建設業退職金共済証紙購入状況報告書 (表紙) ※掛金収納書提出用台紙を建退共岡山県支

			部ホームページよりダウンロードし、証紙を貼り付け後、表紙と共に提出すること。《第7項参照》
10	火災保険、建設工事保険、組立保険、植樹保険等証書(写)	工事着手までに	(10)〇〇保険証書(写)(表紙)《第7項参照》 ※植樹保険は植栽に係る直接工事費が50万円以上の場合必要
11	施工体制台帳・施工体系図 ※2部製作し、1部を提出	下請負契約後 速やかに 《別紙1参照》	(11)-1 施工体制台帳 (表紙) (11)-2 施工体制台帳 (様式) (11)-3 施工体系図 (様式) (11)-4 作業員名簿 ※施工体制台帳は現場へ備え付け、施工体系図は工事関係者・公衆が見えやすい場所に掲示すること。下請負契約書(写)、建設業許可証(写)を添付
12	再下請負通知書	再下請負契約後 直ちに (上記11とセットで)	(12)-1 再下請負通知書 (様式) (建設業法・雇用改善法等に基づく届出書) ※再下請負契約書(写)、建設業許可証(写)添付
13	工事着手届	工事着手後直ちに	(13) (契) 工事着手届
14	総合施工計画書	工事着手までに	(14)総合施工計画書 (表紙) ※総合的な施工体制、安全・環境対策、工程計画、品質計画、施工計画等を記入 ※実施(原則ネットワーク)工程表、仮設計画含む。 ※アスベスト事前調査資格者証(写)を添付
15	工種別施工計画書 (地業、鉄筋コンクリート、鉄骨工事等の主要・重要工事) (新・増築工事以外の改修工事※、別途発注設備工事にあっては、各直接工事につき提出) ※アスベスト処理工事施工計画書等	各工種着手までに	(15)工種別施工計画書 (表紙) ※施工体制、工程表、品質計画、施工方法、養生方法、使用機器、(別途発注設備工事の場合)別途工事との施工区分、資格者等を記入 ※労働安全規則に規定する作業主任者を明記 ※玉掛け・クレーン運転手等の資格証明書は労働基準局長指定教習機関発行のものであること
16	アスベスト事前調査 結果報告書	解体工事着手までに	解体等工事に係る事前調査説明書面 (大防法第18条の15第1項)等
17	建設廃棄物処理計画書	解体工事着手までに	(17)-1 建設廃棄物処理計画書 (表紙) (17)-2 建設廃棄物処理計画書 (様式) ※収集運搬・処分業の許可証(写)、産業廃棄物処理委託契約書(写)、処分場までの経路図、許可車両一覧表を添付

18	工事打合簿	随時	※(18)-1 工事打合簿(監理委託) ※(18)-1 工事打合簿(監理委託)＜設計変更記入例＞ ※(18)-1 工事打合簿(監理委託)＜休日作業届出例＞ ※(18)-1 工事打合簿(監理委託)＜完成確認記入例＞ ※(18)-2 工事打合簿(市監理) ※原則として、契約変更又は設計内容の変更を伴う事項を記載
19	使用承諾願 使用資材材料名簿(兼メーカーリスト)	随時 (施工前に)	(19)使用資材材料名簿(兼メーカーリスト) (表紙・継紙) ※主要資材材料につき、規格・品質証明書、仕様書、性能組成表、SDSシート、F☆☆☆☆が分かるもの等を添付
20	使用承諾願 使用機器材料名簿 (電気設備・機械設備)	随時 (施工前に)	(20)使用機器材料名簿(〇〇設備) (表紙・継紙)
21	機器納入図	随時 (納入前に)	(21)機器納入図 (表紙・目次) ※電気・機械設備 (JIS 規格品は除く) カタログ添付、規格・品質明示 発注・製作仕様対比表
22	コンクリート配合計画書	随時(施工前に)	(22)コンクリート配合計画書 (表紙) ※材料試験成績表添付
23	鋼材ミルシート(原本)綴	随時	(23)鋼材ミルシート(原本)綴 (表紙) ※鉄筋、鉄骨、HTB等 (集計表添付、ラベル撮影)
24	各種試験・施工結果報告書 (写真共)	随時 (施工後速かに)	【建築工事】 (24)-1 足場点検結果報告書 (表紙) (24)-2 杭打施工結果報告書 (表紙) ※継手部溶接、根固め液強度、杭偏心測定図等 (24)-3 コンクリート試験結果報告書(表紙) ※塩化物量、スランプ、空気量、コンクリート圧縮強度試験 ※材齢 28 日及び材齢 28 日を越え 91 日以内の強度試験は公的機関又は産業標準化法第 57 条の規定に基づく登録試験事業者 (JNLA 登録業者) で行うこと (24)-4 鉄筋試験結果報告書 (表紙) ※ガス圧接部目視及び超音波探傷検査 (24)-5 鉄骨施工結果報告書 (表紙) ※建方精度、HTB 締付検査、無収縮モルタル圧縮強度試験、あと施工アンカー引抜試験等 (24)-6 室内空气中化学物質濃度測定試験結果報告書 (表紙) (24)-7 石綿含有建材処理施工記録報告書 (表紙)

			<p>※レベル1、2含有建材の処理記録等（報告書継紙）</p> <p>【電気設備工事】</p> <p>(24)-10 電気設備試験結果報告書（表紙）</p> <p>(24)-11、12 絶縁抵抗測定結果表</p> <p>(24)-13 接地抵抗測定結果表</p> <p>(24)-14 TV 電界強度測定結果表</p> <p>(23)-15 インターホン設備動作試験表</p> <p>(23)-16 拡声設備動作試験結果表</p> <p>(23)-17 サイレン設備動作試験表</p> <p>(23)-18 その他の試験結果表（電気）等（報告書継紙）</p> <p>（改修工事の場合、施工前後のもの）</p> <p>【機械設備工事】</p> <p>(24)-20 機械設備試験結果報告書（表紙）</p> <p>(24)-21 給水給湯配管試験結果報告書</p> <p>(24)-22 排水・通気配管試験結果報告書（通水試験）</p> <p>(24)-23 排水・通気配管試験結果報告書（満水・煙試験）</p> <p>(24)-24 消火配管試験結果報告書</p> <p>(24)-25 冷温水・冷却水・蒸気・油・冷媒配管試験結果報告書</p> <p>(24)-26 都市ガス配管試験結果報告書</p> <p>(24)-27 液化石油ガス配管試験結果報告書等（報告書継紙）</p>
25	鉄骨工場検査結果報告書 〈写真共〉	監督員による 検査合格後速やかに	<p>(25)鉄骨工場検査結果報告書（表紙）</p> <p>※寸法検査、超音波探傷試験、カラーチェック、塗装膜厚測定 等</p>
26	交通誘導員配置報告書	随時	<p>(26)交通誘導員配置報告書（表紙）</p> <p>※伝票の写しを添付（集計表添付）</p> <p>※交通誘導警備1級又は2級検定合格者の必要がある場合は、合格者証の写しを添付《第11項参照》</p>
27	材料確認願	随時	<p>材料確認願</p> <p>※主要資材・材料・機器につき、製品名・品番・規格等及び数量を記入</p> <p>※随時手書き記入（ワープロ打の場合は日付毎に別葉に）</p>
28	段階確認	随時	<p>段階確認</p> <p>※工事監理者及び監督員の立会・検査事項、設計変更に係る協議概要等につき記入</p> <p>※随時手書き記入（ワープロ打の場合は日付毎に別葉に）</p>
29	工事写真帳	完工・中間検査前 速やかに	<p>(29)工事写真帳（表紙）</p> <p>※着手前状況、仮設、施工状況、材料検収、出来形管理、品質管理、安全管理、使用機械など</p> <p>※杭偏心測定、補強、その他完工時に目視</p>

			検査できない見隠れ部分、及び、設計変更箇所は必ず撮影 《第 27 項参照》
30	建設廃棄物処理報告書 (マニフェスト) (写) (電子マニフェストも可)	随時	(30)建設廃棄物処理報告書(マニフェスト) (表紙) ※マニフェストの A 票と E 票を提出 (E 票が間に合わない場合は D 票を提出(発生材処分後速やかに E 票提出)) ・ A 票照合確認欄、E 票最終処分業者欄注意 ・ 集積、積込、運搬、処分状況の写真を産廃の項目ごとに撮影し、工事写真帳にて提出 (車両ナンバープレート、処分業許可標識、処分場看板も撮影)、集計票添付
31	建設発生土受入(改良土プラント)証明書綴	残土搬出までに	(31)-1 建設発生土受入(改良土プラント)証明書綴 (表紙) (31)-2 建設発生土受入証明書 (様式) ※受入先が発行した押印のあるもの《原本》 処分場までの経路図添付
	建設発生土受入(改良土プラント)伝票綴	搬出後	(31)-3 建設発生土受入(改良土プラント)伝票綴 (表紙) ※受入伝票(写)、写真添付
32	再生資源利用計画書 ※土砂 500 m ³ 、砕石 500t、加熱アスファルト混合物 200t 以上の搬入の場合に提出 再生資源利用[促進]計画書 ※土砂 500 m ³ 以上 又は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物の合計が 200 t 以上の搬出の場合に提出	計画書は着手前 《第 7 項、第 21 項参照》	(32)-1 再生資源利用計画書 (表紙) (32)-2 再生資源利用促進計画書 (表紙) ※各計画書(32)-1、-2 の内容は日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(コブリス・プラス)により計画書を作成し提出
	再資源化等報告書 <建設リサイクル法>等	完成後速やかに 《第 21 項参照》	請負額 100 万円以上・建設リサイクル法対象工事 (32)再資源化等報告書 (表紙) ※再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書添付 ※再資源化等報告書及び添付資料 (各種実施書) については、日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム (コブリス・プラス)により作成、監督員の確認後に送付される「建設リサイクルガイドライン様式確認完了のお知らせ」のメール添付をもって替える。

33	工事完成写真帳	完成後速やかに	(33)工事完成写真帳（表紙） ※工事黒板は入れないこと《第28項参照》
34	工事完成通知書	完成後速やかに	(34)-1（契）工事完成通知書
	中間技術検査申請書	所定の時期	(34)-2 中間技術検査申請書
35	各種保証書 （完了検査合格後、引渡しの日から保証）	完成後速やかに	(35)-1 防水保証書（表紙） ※受注者・施工者・メーカー三者連名保証（10年） (35)-2 屋根用亜鉛めっき保証書（表紙） ※鋼板標準保証（材料10年） ※ガルバリウム鋼板などメーカーの保証方法を示す書類を添付 (35)-3 防錆・防蟻保証書（表紙）（5年） (35)-4 枯補償（表紙） (35)-5 設備機器保証書（表紙）等
36	建設業退職金共済制度掛金 充当実績総括表	完成後速やかに	(36)-1 建設業退職金共済制度掛金充当実績 総括表（表紙） (36)-2 建設業退職金共済制度掛金充当実績 総括表（様式） ※様式については建退共岡山県支部ホームページよりダウンロードすること。
37	施工図	随時 （施工前）	監督員の指示による
38	給水装置工事申請及び給水 装置工事設計書	随時 （施工前）	（受付済のもの）の写し又は給水装置工事 許可証
39	排水設備等計画確認通知書 （公共下水道、農業集落排水）	随時 （施工前）	監督員の指示がある場合は排水設備等計画 確認申請書の写し
40	中国電力先方工事票及び受 電申込書（受付前のも）の写 し	随時 （施工前）	
41	液化ガス設備工事届	随時 （施工前）	
42	防火対象物使用開始届書及 び消防用設備等設置届出書	随時 （施工前）	
43	休日等取得計画・実績表	右記	建築工事における週休2日工事の対象工事 (43)-1 休日等取得計画・実績表（表紙） (43)-2 休日等取得計画・実績表 ※「月初め」及び「完工前」に提出の際は、 現場閉所（現場休息）の取得実績が確認で きる書類（工事日誌、出勤簿等）を添付 （CCUSの実績表及び就業履歴等で現場閉 所（現場休息）の取得実績が確認できる場 合は添付を省略することができる） 「着手前」は工事着手までに 「月初め」は毎月当初に 「計画見直し時」は計画見直しが判明し た後速やかに 「完工前」は工事完了後直ちに

44	その他監督員の指示するもの	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・出来高管理図表（外壁改修工事等） ・木材・合板の品質・出荷量証明書（品質、出荷量等が記載されたもの） ・年末年始等、長期休暇期間の連絡体制表 ・特定建設作業実施届出書(写)（環境保全課） ・社内検査結果報告書 ・石綿事前調査結果報告システムにより、岡山市長及び労働基準監督署へ事前調査結果の報告を行ったことを証明する書類。 ・特定粉じん排出等作業完了報告書（特定工事）等
45	工事完成検査手直し写真	手直し完了後速かに	(45)工事完成検査手直し写真（表紙）
46	竣工図等（設備施工図含む）	完成後速かに	《第30項参照》
47	経年点検結果報告書	完成引渡し1年後及び2年後	(47)経年点検結果報告書(○年目)（表紙・様式）《第32項参照》

【参考】各種請求書様式

名 称	様 式
前払金	請(1)前金払請求書
部分払金	請(2)-1 部分払金請求書
中間前払金	請(2)-2 中間前金払認定請求書・中間前金払請求書 請(2)-3 中間前金払請求添付書類…工事履行報告書

【参考】銀行等保証書返還時の領収書

名 称	様 式
銀行等保証書返還時の領収書	保証書に係る領収書

岡山市建設キャリアアップシステム（CCUS）活用試行工事 特記仕様書

1. 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を図ることを目的とした岡山市建設キャリアアップシステム（CCUS）活用試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、工事着手前に CCUS 活用の希望の有無を工事打合簿にて発注者へ報告しなければならない。
3. CCUS を活用する受注者は、「岡山市建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事試行要領」（以下「要領」という。）によるほか、「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」（一般財団法人建設業振興基金）等を参照し、適正に実施すること。
なお、「要領」、「岡山市建設キャリアアップシステム（CCUS）活用試行工事に関する Q & A」「建設キャリアアップシステム活用工事対象期間日数及び実績表（以下「実績表」という。）」は、岡山市監理検査課ホームページ
(<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032246.html>) を確認すること。
4. 達成状況の確認方法は、「実績表」を使用し技能者の就業履歴の蓄積を確認する方法と、「平均就業履歴蓄積率」による確認のどちらかの確認とする。
5. 受注者は、「実績表」等により達成状況を確認する場合は、現場着手日、現場完成日及び対象期間の日数並びに各月の CCUS 活用の実績を記入した「実績表」及び就業履歴（月別カレンダー）を翌月初めに監督員に提出するものとする。
6. 受注者は、「平均就業履歴蓄積率」により達成状況を確認する場合は、工事着手日から準備期間以後、もしくは、CCUS の登録が全て完了した日の翌日から 2 か月以内を初回とし、以降 2 か月に 1 回の頻度で計測（当該計測した日を以下「計測日」という。）し、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。
計測日における平均就業履歴蓄積率は、30%以上を達成とします。
7. 受注者は、発注者が CCUS 活用試行工事に対するアンケートを行う場合は、回答をするものとする。

